

秋田市告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月27日

秋田市長 沼谷 純

1 都市計画の種類および名称

- 秋田都市計画道路 3・4・33号 将軍野相染線
- 秋田都市計画道路 3・4・34号 土崎環状線
- 秋田都市計画道路 3・5・37号 秋田港四ツ屋線
- 秋田都市計画道路 3・4・76号 前田和田2号線

2 都市計画を変更した区域

秋田市土崎港東三丁目、土崎港東四丁目、土崎港北一丁目、土崎港北三丁目、土崎港北四丁目、土崎港北五丁目、土崎港北六丁目、土崎港北七丁目、港北新町、港北松野町、土崎港相染町字土浜、土崎港相染町字沼端、土崎港相染町字浜ナシ山、河辺北野田高屋字上前田表、河辺北野田高屋字前田表、河辺和田字上中野および河辺和田字北条ケ崎地内

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課